

第1編 国民保護に関する用語

1 法令名等

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成 16 年法律第 112 号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成 16 年政令第 275 号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 【平成 17 年総務省令第 44 号】
ジュネーヴ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。 ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第一追加議定書】 ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成 16 年法律第 114 号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和 48 年法律第 48 号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 【平成 16 年厚生労働省告示第 343 号】
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防長官通知

2 住民関連

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられる。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第 5 条第 2 項】

3 武力攻撃関連

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第25条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第78、81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第5条第1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第2項の求めがあつた場合に、内閣総理大臣の承認を請け実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣 【自衛隊法第77条の4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第25条】

4 避難、救援等関連

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第 52 条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第 52 条】
関係近接要避難地域	法第 54 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。 【国民保護法第 58 条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第 139 条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。） 【国民保護法第 141 条、第 171 条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（①侵害排除、②国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。 【事態対処法第 2 条】
国民保護措置 （国民保護のための措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。 【国民保護法第 2 条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第 183 条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 【国民保護法第 172 条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。 【国民保護法第 94 条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 【国民保護法第 79 条】
物資 （救援の実施に必要な物資）	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。 【国民保護法第 81 条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 【国民保護法第 81 条】

5 関係機関、施設関連

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第 2 条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第 11 条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第 16 条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第 19 条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第 41 条】
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の 4 第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第 102 条第 1 項（発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等）に規定する施設をいう。
消防吏員	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第 98 条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第 63 条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第 64 条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。 【国民保護法第 61 条】